# インド太平洋における経済安全保障 ~グローバルサウスへのアプローチ~

篠田 邦彦

# Economic Security in the Indo-Pacific ~Approaches to the Global South~

Kunihiko SHINODA

#### はしがき

グローバルサウスと呼ばれる新興国・途上国のプレゼンスの拡大が注目を集めている。2023 年、インドによる「グローバルサウスの声サミット」の開催、BRICS 首脳会議のメンバー拡大、中国による「一帯一路」構想提起10周年を記念するサミットの開催などの出来事があった。グローバルサウスとの連携は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持、気候変動、エネルギー・食料の安定供給等の地球規模課題の解決、世界の生産拠点・消費市場としての発展可能性といった観点からとても重要である。特に、米中の戦略的競争、ロシアのウクライナ侵略等を背景として、西側諸国と中国・ロシアとの分断が広がっており、西側諸国としてはグローバルサウスを取り込むことが必要とされている。

ただし、グローバルサウスの国々はロシア、中国を前向きに捉える国が多く、また、サプライチェーンの分断が進む中、西側諸国と中露の間で中立の立場をとることで自国の利益を確保しようとするグローバルサウスの国々が多い。中国の「一帯一路」構想に対峙する形で、西側諸国が「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」などインド太平洋協力に関する様々な構想を打ち出す中で、グローバルサウスの国々は中立性を保ち、FOIPか一帯一路かの選択を避けようとしている。

近年、我が国の通商政策において、世界貿易機関 (WTO)を中心とするルールベースの国際貿易秩序の再構築に加えて、経済安全保障に基づく有志国との信頼できるサプライチェーンの強靭化が重点課題となる中で、こうした経済安全保障の取組にグローバルサウスの国々をどこまで関与させていくことが可能なのだろうか。経済安全保障分野での協力について、従来は、G7 など西

側諸国の有志国を中心に進められてきたが、2023年のG7広島サミットでは、グローバルサウスを含む国際社会全体の経済的強靭性と経済安全保障の強化を目指していくこととされた。

実際、米中の戦略的競争、パンデミック、ロシアのウクライナ侵略などの地政学的な変動が続く中で、重要鉱物・蓄電池等のサプライチェーン分断、貿易・投資・観光制限などの経済的威圧、エネルギー・食料供給の不安定化、一帯一路沿線国での債務の罠、国家による監視・統制等のデジタル権威主義といった経済安全保障に関わる様々な課題が生じている。こうした経済安全保障上の政策課題に対して、西側諸国がグローバルサウスの国々に対して支援を行うことは、西側諸国だけでなくグローバルサウスの国々にとってもメリットがあり、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持に資するものである。

本章の第一節では、グローバルサウスと呼ばれる新興国・途上国が台頭する中で、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」に基づく我が国のグローバルサウスへの経済外交のアプローチを明らかにする。また、第二節では、サプライチェーンの強靭化、経済的威圧への対抗、エネルギー・食料の安定供給、債務問題への対応、デジタル分野での連携などグローバルサウスが直面する個別の経済安全保障上の課題に我が国がどう対応すべきか論じることとしたい。

#### 第1節 グローバルサウスの台頭と日本の経済外交

- 1. グローバルサウスとは?
- 1) グローバルサウスの台頭

近年、グローバルサウスと呼ばれる新興国・途上国の

プレゼンスの拡大が注目を集めている。2023年1月に、インドが「グローバルサウスの声サミット」という、南半球を中心とした途上国125か国の首脳や閣僚を集めたオンライン会議を主催し、開発金融、環境、エネルギー安全保障、医療、人材育成、貿易、技術、観光等について議論を行った。2023年8月には、南アフリカ共和国がBRICS首脳会議を開催してグローバルサウスの地位向上を訴え、新たにサウジアラビア、エジプト、アラブ首長国連邦(UAE)、アルゼンチン、イラン、エチオピアの6カ国が加盟した。また、2023年10月に、中国が「一帯一路」構想の提起10周年を記念する「一帯一路」国際協力サミットフォーラムを北京で開催し、一帯一路沿線のアジア・アフリカ等の途上国を中心に約150ヶ国が参加した。

そもそもグローバルサウスとはどのような国を含むのだろうか。国際政治の文脈では、欧米の植民地主義や帝国主義に蹂躙されたという歴史的経験を共有しており、また、国際社会で一つの極となるような大国ではない、先進国以外の国を指すものとされる。よって、国際秩序に大きな影響を及ぼす中国は、グローバルサウスには含まれないものと解釈される。また、グローバルサウスの中には、グローバル化の加速により発展した「新興国」もあれば、世界的な格差拡大の中で苦境に立たされた「途上国」もいる。<sup>1</sup>

近年、世界経済の重心が先進国からグローバルサウスを含む新興国・途上国にシフトしつつある。ここでは、新興国で形成する国連の枠組み「77カ国グループ(G77)」の中で中国を除いた133カ国の経済規模をみてみる。2000年と2020年を比較してみると、世界経済に占めるシェアは、G7が66.6%から46.3%に低下したのに対して、G77のシェアは11.1%から16.4%に徐々に増加し、また、中国に至っては3.7%から17.5%に増加している。アジア経済研究所の推計によれば、2050年には、G7のシェアは31.7%にまで減少する一方、G77のシェアは22.2%、中国のシェアは28.4%に増加する見込みである。<sup>2</sup>

#### 2) グローバルサウスとの連携強化に向けた課題

それでは、西側先進国は、なぜ、グローバルサウスと 連携する必要があるのだろうか。第一に、政治・安全保 障面では、2022 年に始まったロシアのウクライナ侵略 に対応し、また、将来起こる可能性がある台湾有事等の 事態に備えて、国際社会でグローバルサウスを含む、よ り多くのパートナーとともに法の支配に基づく自由で開 かれた国際秩序を構築していくことが必要とされてい る。第二に、グローバルサウスの国々は気候変動、エネルギー安定供給、食料安全保障、国際保健等の問題に関して脆弱性を有しており、グローバルサウスとの連携によりこうした地球規模課題を解決していくことが国際秩序の安定につながる。第三に、経済面では、グローバルサウスの国々では将来、人口の増加や中間層の台頭により、世界の生産拠点・消費市場として発展し、西側先進国としても共に経済成長できる余地が大きい。また、食料、エネルギー、鉱物資源、水資源など重要資源の供給国としても重要である。3

米中の戦略的競争、ロシアのウクライナ侵略等を背景 として、西側諸国と中国・ロシアとの分断が広がってお り、西側諸国としてはグローバルサウスを取り込むこと が必要である。ただし、グローバルサウスには、中国、 ロシアを前向きに捉える国が多い。例えばケンブリッジ 大学の調査によれば、世界の自由民主主義国に住む12 億人のうち、75%が中国を、87%がロシアを否定的に見 ている。他方、それ以外の地域に住む63億人のうち、 70%が中国を、66%がロシアを好意的に見ている。4 西 側諸国が人権、民主主義、カーボンニュートラルといっ た理念・価値観を強調すると、貧困からの脱却や経済成 長・産業振興など目の前の課題を重視する新興国・途上 国が離れていく。これは、欧米諸国による植民地支配の 歴史、欧米諸国の中東等における二重基準、中国の一帯 一路構想やロシアの軍事支援なども影響しているものと 考えられる。

近年、米中間の貿易摩擦や技術覇権競争によりサプライチェーンの分断が進む中、グローバルサウスは西側諸国と中露の間で中立の立場をとることで自国の利益を確保しようとしている。アジア経済研究所の分析によれば、世界が米国陣営(西側)と中露陣営(東側)に分断されると想定し、東西両陣営間の貿易の非関税障壁が高まった場合に、日本、米国、欧州、中国といった西側及び東側諸国はマイナスの経済効果を被る一方、ASEAN、インド、アフリカ、中南米等の中立的な立場をとるグローバルサウス諸国は、プラスの経済効果となる見込みであり、まさしく東西両陣営の対立によって「漁夫の利」を得るという結果となっている。5

#### 2. グローバルサウスへのアプローチ

1) G7 諸国のグローバルサウスへのアプローチ

日本はグローバルサウスと呼ばれる新興国・途上国への関与の強化を重要な外交テーマとして掲げている。

<sup>1</sup> 大庭三枝 (2023)

<sup>2</sup> 磯野生茂 (2023) 2ページ

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Kunihiko Shinoda (2023)

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Bennett Institute for Public Policy (2022) p.2

<sup>5</sup> 磯野生茂 (2023) 3-4 ページ

2023 年 5 月に日本が開催した G7 広島サミットでは、 G7メンバー以外にも、ブラジル、コモロ(アフリカ連 合(AU)議長国)、クック諸島(太平洋諸島フォーラ ム (PIF) 議長国、インド (G20 議長国)、インドネシ ア(ASEAN 議長国)、ベトナムなどのグローバルサウ スの国々を招待国として招聘し、複合的危機への連携し た対応 (開発、食料、保健、ジェンダー)、持続可能な 世界に向けた共通の努力(気候・エネルギー、環境)に ついて議論を行った。また、国際情勢が揺れ動く中で、 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くと の認識を共有した。

G7 広島サミットで、グローバルサウスを含む招待国 は議論に加わらなかったものの、経済的強靭性・経済安 全保障のセッションを設けて、サプライチェーンや基幹 インフラの強靭化、経済的威圧への対応強化、機微技術 の管理等について議論を行い、グローバルサウスを含む 国際社会全体の経済的強靭性と経済安全保障の強化を目 指していくこととした。その後、2023年10月に開催さ れたG7貿易大臣会合においても、インド、インドネシア、 チリ、ケニアなど資源が豊富なグローバルサウスの国々 を招いて、重要鉱物などでの強固なサプライチェーンの 構築に向けて G7 の枠を超えて連携することが決まった。

2) 通商政策を通じたグローバルサウスへのアプローチ 最近の通商政策の重要課題は、従来からの①WTO を 中心とするルールベースの国際貿易秩序の再構築に加え て、②有志国との信頼できるサプライチェーンの強靭 化、③グローバルサウスの国々との関係強化と広がりを 見せている。6 インド太平洋地域では、地域的な包括的 経済連携 (RCEP)、環太平洋パートナーシップに関す る包括的及び先進的な協定 (CPTPP)、インド太平洋経 済枠組み(IPEF)など重層的な経済アーキテクチャー が存在している。これらの枠組を通じて法の支配に基づ く自由で開かれた国際秩序の中に東南アジア、南西アジ ア、太平洋島嶼国などのグローバルサウスの国々を取り 込むことが大事だが、そのためには、ハイスタンダード な貿易ルール作り、サプライチェーン強靭化だけでな く、その見返りとなる市場アクセス改善や資金・技術支 援が必要とされる。また、新興国・途上国のニーズは地 域によって多様化しており、具体的なニーズに応じたき め細やかな対応が必要とされている。

グローバルサウスは、西側諸国と中露の間で中立の立 場をとることで自国の利益を確保しようとしていると前 述したが、本稿の第2節で扱うサプライチェーン強靭化、 経済的威圧への対抗、エネルギー・食料の安定供給、債

## 第1図 「自由で公正な貿易秩序」と経済安全保障の両立に 向けて

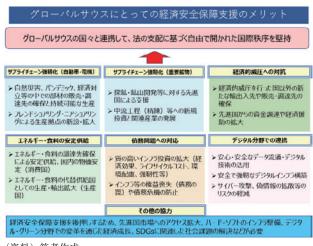
#### 「自由で公正な貿易秩序」と経済安全保障の両立に向けて

- EU等の主要国は、産業政策をテコとした、WTOを補完する独自措置を整備。また、各国は有志 国との間で、信頼できるサプライチェーン構築のため、合意作りに取り組み始めている
- 日本はこれらの取組を踏まえ、ルールベースの国際貿易秩序の再構築、有志国との信頼できるサ プライチェーンの構築、グローバルサウスとの連携強化の取組、を同時に進めていく。



(出所)「通商白書 2023 概要版」14 ページ

# 第2図 グローバルサウスにとっての経済安全保障支援のメ



(資料) 筆者作成。

務問題への対応、デジタル分野での連携といった経済安 全保障分野での支援は、西側諸国だけでなくグローバル サウスにとってもメリットがあり、法の支配に基づく自 由で開かれた国際秩序の堅持に資するものである。同時 にグローバルサウスへの経済安全保障支援を後押しする ため、先進国市場へのアクセス拡大、ハード・ソフトの インフラ整備、デジタル・グリーン分野での変革を通じ た経済成長、SDGs に関連した社会課題の解決などの具 体的な協力も併せて進めていく必要がある。

- 3. 「自由で開かれたインド太平洋」と「一帯一路」 構想
- 1)「自由で開かれたインド太平洋」の新たなプラン 岸田総理は2023年3月のインド訪問時に、「インド太 平洋の未来~『自由で開かれたインド太平洋』のための 日本の新たなプラン~ "必要不可欠なパートナーである

経済産業省通商政策局・貿易経済協力局(2023)27

インドと共に"」と題する政策スピーチを行い、自由で 開かれたインド太平洋(FOIP)の新たなプランを発表 した。新たなプランの中では、グローバルサウスへの関 与を強めるため、「多様性」、「包摂性」、「開放性」の原 則を尊重するとともに、「対話」、「イコールパートナー シップ」などのアプローチをとるべきとした。また、従 来、FOIPの下で焦点を当ててきた連結性強化、海洋の 自由に加えて、気候・環境、エネルギー安全保障、食料 安全保障、国際保健、防災・災害対処能力、サイバーな どグローバルサウスが直面する諸課題への対応の強化を 目指そうとしている。FOIP の推進に当たっては、Quad (米豪印)、ASEAN 諸国、太平洋島嶼国、韓国、カナダ、 欧州等の同志国との連携を強化することに加え、中東・ アフリカ、中南米などにも FOIP のビジョンを拡大しよ うとしている。また、FOIPに基づく協力の拡充に当たっ て、G7、Quad、日米韓、IPEF などのミニラテラルな 枠組みも活用しつつ、ルール作りや各国の自律性向上の ための協力を推進している。'

#### 2) 「一帯一路」構想の新たな展開

2023年は、習近平国家主席が2013年に「一帯一路」 構想を提唱してから10周年を迎える節目の年であった。 「一帯一路」構想は、中国と沿線諸国との関係強化、貿 易・投資やエネルギーの調達の拡大、新たな対外金融協 力モデルの創出といった成果を実現したが、プロジェク トの大幅な遅延、援助受入国の債務超過、一部の国の期 待レベルの低下や離脱といった問題も発生した。2010 年代後半から、デジタル経済・社会の深化、環境・気候 変動問題の深刻化、パンデミック拡大への対応等の地政 学的な変動が起き、中国も「一帯一路」沿線国の経済・ 社会課題に対応した新しい協力の取組を進めている。例 えば、中国は、2017年より「デジタル・シルクロード」 構想の下、電子決済、AI、量子、ビッグデータ、クラ ウド、スマートシティ建設等などで協力を推進してい る。また、「健康シルクロード」を標榜し、特に2020年 以降、官民一体で途上国に対して、マスク、ワクチン等 の医療物資の支援、医療チームの派遣、医療予防ノウハ ウの提供を行った。このほか2021年より、「一帯一路グ リーン発展イニシアティブ」を開始し、「一帯一路」協 力パートナーとの間でインフラのグリーン・低炭素化や グリーン金融手段の開発を進めようとしている。さら に、2021年以降、習主席は「人類運命共同体」の実現 を目指し、開発、安全保障、文明の3分野でグローバル な外交イニシアティブを打ち出し、それを具体的に実行 する手段として「一帯一路」構想を位置付け、グローバ ルサウスの取り込みを目指している。8

#### 3) 日本が中国に対してとるべきアプローチ

それでは、「自由で開かれたインド太平洋」を通じて 同盟国・同志国との連携を深め、グローバルサウスへの 関与を強化しようとする日本として、中国の「一帯一路」 構想にどう向き合うべきであろうか。第一に、民生技術 の軍事転用など安全保障上の懸念が存在する分野 (例-先端半導体等) や製造・供給能力が中国に集中してサプ ライチェーン依存リスクがある分野(重要鉱物、蓄電池 等)では、グローバルサウスも含む有志国による信頼あ るサプライチェーンを構築する必要がある。これが中国 からの経済的威圧への対抗手段にもなる。第二に、一帯 一路構想に参加するグローバルサウスの国々での債務の 罠やデジタル覇権主義などの問題に対しては、その解決 に向けた具体的な対応策を提示していくことが重要であ る。「質の高いインフラ投資原則」、「信頼性のある自由 なデータ流通」などのルールを幅広い国に広めていくこ とがその一例である。第三に、複合的危機への連携した 対応 (開発、食料、保健、ジェンダー) や持続可能な世 界に向けた共通の努力(気候・エネルギー、環境)が必 要な分野では中国との第三国市場での協力を進めていく ことができると考えられる。これらは、グローバルサウ スが直面する課題であり、その解決が国際秩序の安定化 につながる。また、米中の戦略的競争がある中でも、そ の制約を受けず比較的協力を進めやすい分野でもある。

#### 第2節 グローバルサウスとの経済安全保障協力

#### 1. サプライチェーンの強靭化

#### 1) サプライチェーンの強靭化の必要性

近年、地政学的な変動が進む中で、サプライチェーンの管理はより複雑化している。地震・洪水等の自然災害への備えに加え、経済安全保障の観点からの「攻め」と「守り」や、共通価値(環境・人権等)への関心の高まりなど様々なパラメーターを考慮しなければならなくなっている。特に、日本企業は、中国に対して地政学的リスクや経済安全保障上のリスクを強く認識しており、投資先として中国を重視する企業が以前と比べて減少する一方、ASEAN・インドを重視する企業が増加している。また、サプライチェーン強靭化に向けた課題として、戦略的な在庫の積み増し、調達・生産・販売拠点の分散化、日本における調達・生産・販売の強化などが重要との認識が広まっている。。こうした中、政府としても、インド太平洋地域でサプライチェーン強靭化・多様化を通じた経済的威圧に屈しない経済システム構築が喫緊の

<sup>7</sup> 外務省 (2023)

<sup>8</sup> 篠田邦彦(2023)

<sup>9</sup> 経済産業省(2023)161-164 ページ

課題となっている。

国家間の相互依存関係が深まる中で、資源制約や技術 的な代替不可能性等を要因として、サプライチェーン上 のチョークポイントとなる技術・物資が存在する。実 際、日本政府は2022年12月に、経済安全保障推進法に 基づき、特定重要物資として半導体、蓄電池、重要鉱物 など11分野を指定し、物資毎に安定供給確保に向けた 目標を定め、海外調達先の多角化や国内生産基盤の強 化、省資源化やリサイクルのための技術開発等、包括的 な対策を講じようとしている。グローバルサウスには、 エネルギー・鉱物資源や、重要な産業サプライチェーン の一端を担う国々があり、G7、IPEF、Quad、SCRI等 の国際枠組みを活用してグローバルサウスでビジネスを 進める企業への政策支援を強化することが重要である。 グローバルサウスの国々にとっても、自然災害、パンデ ミック、東西間の経済対立等の中でサプライチェーン強 靭化の取組を通じて製造業の部品・材料の販売・調達先 の確保や持続的な生産が可能となり、また、フレンド ショアリング、ニアショアリングによる生産拠点の新 設・拡大も可能となる。

#### 2) 国際枠組みを活用した重層的な取組

それでは、インド太平洋地域において、西側諸国、あるいはグローバルサウスの国々も参加する国際枠組みを 重層的に活用して、サプライチェーン強靭化に向けてど のような取組が行われているのだろうか。

#### ① G7

2023年5月のG7広島サミットでは、「強靭で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」を新たに発表した。その中で、i)透明性、ii)多様性、iii)安全性、iv)持続可能性及びv)信頼性が、G7内外の信頼できるパートナー国との間での強靭なサプライチェーンネットワークを構築・強化する上で不可欠な原則であることを確認した。また、G7財務大臣プロセスでは、G7が同志国や世界銀行等と連携して、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流(鉱物の精錬・加工)及び下流(部品製造・組立)において、より大きな役割を果たせるよう協力する、新たな互恵的なパートナーシップ:RISE(Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement)を立ち上げることで一致した。<sup>10</sup>

# ②インド太平洋経済枠組み(IPEF)及び経済繁栄の ための米州パートナーシップ(APEP)

米国が主導する IPEF では、2023 年 11 月に開催された閣僚級会合において、IPEF サプライチェーン協定に署名した。同協定では、サプライチェーン途絶時の影響が大きな重要セクター・物資を各国が特定し、調達先の

多元化、ビジネスマッチング、ロジスティクスの連結性向上、共同研究開発等を含む共通分野でのアクションプランを作成することとなっている。また、実際に途絶に直面した国は、協定参加国との間での情報共有、協力を進めることが可能となる。<sup>11</sup>米国は2023年1月に、APEPも発足させ、北・中・南米をカバーする12カ国の参加の下、IPEFと同様にサプライチェーン強靭化を含む新たな経済枠組みを構築しようとしている。今後、サプライチェーン強靭化の枠組みがインド、ASEAN、太平洋島嶼国、中南米のグローバルサウスの国々に広がっていくことが期待される。

#### ③日米豪印(Quad)

日米豪印のQuadの枠組みでもサプライチェーン強靭化は重要なテーマとなっている。これまで、i) COVAXへの資金提供や独自生産によるワクチン生産のための開放的で安全なサプライチェーンの構築、ii) 半導体及びその重要部品の供給能力をマッピングし、脆弱性を特定し、サプライチェーン・セキュリティを強化する半導体サプライチェーン・イニシアティブ、iii) 地域のエネルギー移行を加速し、クリーンエネルギーの製造・導入コストを下げ、地域のエネルギー安全保障を強化し、必要な材料や技術の地域における生産を拡大・多様化するためのクリーンエネルギー・サプライチェーン・イニシアティブを進めている。

#### ④サプライチェーン強靭化イニシアティブ (SCRI)

新型コロナ危機及び、世界規模での経済的変化を踏まえ、2021年4月の日豪印貿易大臣会合で、日豪印のサプライチェーン強靭化のためのイニシアティブである SCRI が立ち上げられた。SCRI の枠組みの下で、インド太平洋地域大のサプライチェーン原則の策定、サプライチェーン強靭化に貢献しうる産業分野の特定、同分野への投資・ビジネスを促進するための各国投資貿易促進機関間の協力、産学と連携したサプライチェーン強靭化に向けた共同プロジェクト・ベストプラクティス推進等の取組を進めていく予定である。

#### 3) 蓄電池・重要鉱物に関するケーススタディ

グローバルサウスの国々とのサプライチェーン強靭化 に向けた具体的事例として、ここでは、蓄電池・重要鉱 物を扱うこととしたい。

気候変動問題に対応した脱炭素化の動きとして、米国、欧州、中国等で電気自動車(EV)の市場が拡大しており、これに伴い車載用蓄電池の市場が急拡大している。蓄電池のサプライチェーンをみると、鉱物資源の精錬、電池材料の製造、蓄電池の組立で中国企業の競争力

<sup>10</sup> 財務省国際局(2023)16 ページ

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 経済産業省通商政策局・貿易経済協力局(2023)25ページ

が強く、車載用リチウムイオン電池の市場で中国企業がシェアを拡大させている。蓄電池の原材料となるリチウム、ニッケル、コバルトなどの重要鉱物は、埋蔵量、生産量ともに豪州・南米・コンゴ民主共和国・インドネシア等の特定国に偏在している。こうした中、重要鉱物の上流権益を押さえるとともに、中流工程の精錬・加工等についても手当を進めることが重要である。12

日本としても重要鉱物のサプライチェーン強靭化に向 けて、エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) が 探鉱、鉱山開発、選鉱・精錬、技術開発への資金支援を 進めている。有志国との連携の取組として、IPEF、 Quad、鉱物安全保障パートナーシップ (MSP)、G7 等 の多国間枠組みを活用して、バッテリーメタルの保有国 である東南アジア・中南米・アフリカ等を包摂した形で のグローバルなバッテリーサプライチェーンの構築を進 めていくことが課題となっている。<sup>13</sup> 例えば、2023年の G7 プロセスでは、「重要鉱物セキュリティのための5ポ イントプラン」に合意し、重要鉱物の需給予測、資源・ サプライチェーン開発、リサイクル、省資源、供給障害 への対応を進めていく予定である。グローバルサウスを 含む G20 でも、重要鉱物のサプライチェーン強靭化の ため、技術普及、技能開発、供給元での選鉱、資金支援 等を進めていくことを確認している。

また、米国のインフレ削減法(IRA)に基づくEVへの税制優遇措置を受けるため、日本は2023年3月に「重要鉱物のサプライチェーンの強化に関する日米協定」を締結した。これにより、日本で加工された重要鉱物を使用した電池を搭載したEVも、IRAの税額控除の要件を満たせるようになった。また、グローバルサウスとの重要鉱物に関するサプライチェーン強靭化の取組として、例えば、日英戦略経済貿易政策対話の枠組の下で、アフリカをはじめとする鉱物資源が豊富な国や地域で、鉱山の探査や精錬設備の整備を日英が共同で進め、供給網の多様化につなげようとしている。こうした取組は、グローバルサウスの国々にとっても、自国の炭鉱・鉱山開発等への先進国による支援や中流工程(精錬・加工)等への新規投資と関連産業の発展などにつながり、メリットとなるものである。

#### 2. 経済的威圧への対抗

#### 1) 経済的威圧の拡大

中国は、巨大な市場と購買力、希少資源の占有、資金 力などを武器として、先進国だけでなく途上国に対して も、輸出入制限や旅行の自粛などの経済的威圧措置を行

12 経済産業省商務情報政策局 (2023) 74-82 ページ

使している。例えば、2012年に南シナ海スカボロー礁の領有権争いが先鋭化した際、中国はフィリピンに対してバナナへの輸入制限やフィリピン旅行の自粛等の措置をとった。また、2016年にダライ・ラマの訪問を認めたモンゴルに対し、鉱物資源に対する輸入関税を引き上げ、援助計画を停止した。最近、経済的威圧のきっかけとなるレッドラインは拡大し、従来の国家主権、安全保障、領有権のみならず、コロナの起源など中国の国際的なイメージの毀損、華為技術の締め出しなど中国企業の取扱いを背景とした経済的威圧も行っている。また、経済的威圧の手段も、貿易・投資・観光の制限、不買運動、特定企業・個人への制裁、政府による脅し、公用渡航の制限、恣意的な拘束など、かなり幅広い分野に広がっている。

#### 2) 経済的威圧への対抗措置

こうした経済的威圧に対抗するため、従来、国際 フォーラムでの抗議や WTO 紛争解決手続などの手段が とられてきた。国際協調の観点から G7、OECD などの 首脳級・閣僚級会合で経済的威圧に対する懸念を表明し たり、日本、米国、EUが中国のレアアースの輸出規制 を WTO 提訴した例などが挙げられる。さらに、威圧を 受けた国の輸出入先や販売・調達先の多角化、資金調達 や経済援助の多角化、懲罰的な対抗措置などが考えられ る。実際、米国では、経済的威圧を受けた同盟国・パー トナー国への経済支援や威圧を実施した国等への対抗措 置を規定した経済的威圧対抗法案が議論されている。ま た、2023年5月のG7広島サミットでは、「経済的威圧 に対する調整プラットフォーム」が立ち上げることで一 致し、今後、早期警戒・情報供給を行い、定期的に協議 し、協力して状況評価し、協調的対応を追求し、経済的 威圧を抑止し、適当な場合には対抗や被害国への支援の 協調に取り組むこととされた。14

## 3) グローバルサウスとの連携

経済的威圧への対抗という点から、G7等の先進国とグローバルサウスの国々との連携を強化する余地は十分にある。一部のグローバルサウスの国々は、国家主権、安全保障、領有権等の問題で中国等による経済的威圧のリスクに晒されている。例えば、中国と南シナ海の領有権の問題を抱える一部のASEAN諸国や台湾と国交を結んでいる太平洋島嶼国、中南米・カリブ諸国などの国々などが挙げられるだろう。こうした国々が経済的威圧を受けた時に、先進国が経済支援を行うことにより、これらの国々にとっても、経済的威圧を行った国以外の新たな輸出入先や販売先の確保、先進国からの資金調達

<sup>13</sup> 経済産業省商務情報政策局 (2023) 228 ページ

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 経済産業省通商政策局・貿易経済協力局(2023)31ページ

表 1 経済的威圧の事例

時期	威圧国	対象国	事案
2010年	中国	日本	尖閣諸島沖での船舶衝突事件を受け、資源保護等を理由に日本へのレアアー ス輸出規制を強化
2012年	中国	フィリピン	南シナ海スカボロー礁の領有権争いが先鋭化した際、バナナへの輸入制限や フィリピン旅行の自粛を実施
2016年	中国	モンゴル	ダライ・ラマの訪問を認めたモンゴルに対し、鉱物資源に対する輸入関税を 引き上げ、援助計画を停止
2020年	中国	豪州	家州のコロナ起源に係る独立調査要求を受け、石炭、大麦、牛肉、銅、小麦 等の製品の輸入制限を実施
2021年	中国	リトアニア	リトアニアの「台湾代表処」の開設決定を受け、リトアニア産品の輸入制限 を実施
2022年	中国	台湾	米ペロシ議長訪台を機に、輸入手続不備を理由に、食品企業100社以上に対 し禁輸措置を発動

(資料) 経済産業省資料をもとに筆者作成。

や経済援助の拡大といったメリットを享受することが可能となる。また、前項で説明した IPEF サプライチェーン協定なども、経済的威圧により特定国とのサプライチェーン途絶が起きたときに、調達先の多元化などを通じた支援を可能にするものである。

# 3. エネルギー・食料の安定供給

# ロシアのウクライナ侵略によるエネルギー・食料 危機

ロシアのウクライナ侵略は、欧州を中心とした国際秩序に大きな軋みを与えただけでなく、エネルギー及び食料を地政学的な威圧の手段として利用しようとする試みでもある。この戦争により、高いエネルギー価格、市場の変動及びエネルギー供給の混乱などの前例のない世界的なエネルギー危機、人々の生活に現実に影響を与えるインフレ、食料不安と栄養不良を増大させる世界の穀物及び肥料価格の高騰が起きている。

特に一部のグローバルサウスの国々は、エネルギー・食料の調達に関して脆弱性を抱えており、戦争が長引けばこれらの国々の経済社会の混乱が拡大し、国際秩序の不安定化につながりかねない。グローバルサウスの国々のエネルギー・食料の安定供給に向けた協力を進めれば、消費国にとってエネルギー・食料の調達先確保による安定供給、国内の物価安定につながる。また、生産国としてもエネルギー・食料の代替供給国として生産・輸出拡大のメリットを享受することができる。

# 2) エネルギー危機への対応

2023年のG7気候・エネルギー・環境大臣会合やG20 エネルギー移行大臣会合において、エネルギー危機への 対応は重要なアジェンダとなった。G7では、クリーン エネルギーへの移行、エネルギーシステムの転換の緊急 性を強調し、化石燃料への依存の低下、2050年までの ネット・ゼロ排出を目標にしつつ、エネルギー部門にお ける必要な投資の動員と供給源の多様化を進め、エネル ギー市場を安定化させるため、生産国と消費国の対話と連携の場を強化することで一致した。また、エネルギー危機に対して、政策、持続可能な技術・資金調達を含め広範な対策を推進することが重要とされた。また、G20でも、供給源の多様化、消費者と生産者間の対話、ビジネス部門によるグローバルな協力やクリーンなエネルギーシステムへの投資の必要性が強調された。

#### 3) 食料安全保障の確保

世界的な人口増加、新興国の経済成長により食料需要が増加する中、気候変動や異常気象により食料供給が不安定化しており、世界的な食料需給の逼迫リスクが強まっている。これに加えて、ロシアのウクライナ侵略により穀物や農業生産資材の価格高騰や原料供給国からの輸出停滞等の問題が起きている。<sup>15</sup>

2023 年 5 月の G7 広島サミットでは、「強靭なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」が打ち出された。喫緊の食料危機に対して、人道支援、飢饉の予防・強靭な食料システム構築、ウクライナの穀物輸出促進・農業復興支援を打ち出すとともに、将来的な食料危機への備えやグローバル食料安全保障のため、より強靭で持続可能かつ包摂的な農業・食料システムを構築することとされた。また、日本も FOIP の新たなプランを通じて、インド太平洋地域で「みどりの食料システム戦略」に基づく協力、緊急食糧支援、緊急米備蓄、食料需給情報の提供、農業研修・技術指導等の取組を実施している。

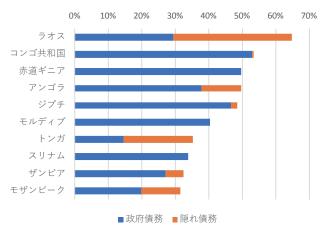
#### 4. 債務問題への対応

#### 1) グローバルサウスの債務問題の深刻化

中国は、「一帯一路構想」の下、国有商業銀行を中心 とする協調融資や共同融資を組織し、大規模インフラ案 件の実施を拡大してきた。資源国への外貨建て融資の中 で、鉱物など将来の一次産品の輸出収入を担保にし、比

<sup>15</sup> 農林水産省(2023)1 ページ

#### 第3図 対中債務が大きい主な国



(資料) "Banking on the Belt and Road: Insights from a new global dataset of 13,427 Chinese development projects" AIDDATA をもとに筆者作成。

較的高い金利を設定している。相手国政府のソブリン債になる政府債務に加えて、国有企業・銀行、特別目的会社、民間機関への貸付による隠れ債務も大きな負担となっており、アジア・アフリカ等の一部のグローバルサウスの国々で対中債務が拡大している。<sup>16</sup> 中国の融資は情報開示や公平な債務再編を阻む条項等を含むほか、返済に窮した債務国のインフラ等の権益を取得する債務の罠の例も増えている。こうした中、グローバルサウスにおいて、経済効果、ライフサイクルコスト、環境配慮、強靭性等の条件を満たす質の高いインフラ投資を拡大することやインフラ等の権益喪失(債務の罠)や債務危機を防止することが喫緊の課題となっている。

# 2) 質高インフラの海外展開

2019年のG20大阪サミットで、日本主導の下、中国など新興ドナー国も含めて「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に合意し、開放性、透明性、経済性、債務持続可能性といった要素を盛り込んだ。また、2019年のインド太平洋ビジネスフォーラムにおいて日米豪はBlue Dot Network (BDN)を発表し、G20質高インフラ原則に類似する原則を満たすプロジェクトを認証し、ブランディング価値を提供しようとしている。

「質高インフラ」の国際スタンダードは普及・実施段階に移りつつあり、日中第三国市場協力で中国のインフラ投資の質の底上げを図るとともに、日米豪等の有志国で質高インフラをインド太平洋地域に展開していくことが重要である。また、2022年のG7サミットで立ち上げられたグローバル・インフラ投資パートナーシップ(PGII)は、2027年までに民間部門の投資を含めて新興

Ammar A. Malik, Bradley Parks, Brooke Russell, Joyce Jiahui Lin, Katherine Walsh, Kyra Solomon, Sheng Zhang, Thai-Binh Elston, Seth Goodman (2021)

国で 6,000 億ドルのインフラ投資を目指すとしている。 今後、気候変動・エネルギー、サプライチェーン強靭化、 連結性強化等に資する投資を推進していくことが期待さ れる。

#### 3) 債務再編交渉の推進

これまで債務再編は、先進国を中心とする債権者会合 の「パリクラブ」が主導してきたが、近年、中国が途上 国向けの融資を拡大し、最大債権者になる中、中国を巻 き込んだ債務再編が課題となっている。こうした中、日 本は他国と協力して中国を説得し、2020年11月、G20は、 低所得国向けに債務再編を行うための「共通枠組」を承 認し、チャド、エチオピア、ザンビア、ガーナが「共通 枠組」の下での債務再編を要請している。ただし、中所 得国は、低所得国と異なり、G20の「共通枠組」のよう な債務再編に係る既存の枠組が存在しない。こうした 中、中国等から借り入れたインフラ整備資金を返済でき ず中所得国として初めてデフォルトに陥ったスリランカ に対して、2023年5月に日本、インド、フランスが議 長となり、債務再編交渉を開始した。<sup>17</sup> その後、2023年 11月に日本など17カ国は債務再編で基本合意したが、 最大の債権国である中国はオブザーバー参加にとどまっ ており、今回の合意に含まれていない。中国が他国と同 等の条件でスリランカの債務再編を進めるよう働きかけ ていくことが必要となっている。

#### 5. デジタル分野での連携

## 1) デジタル権威主義の拡大

中国は、2017年から「一帯一路」沿線国でデジタル・シルクロードを開始し、電子決済や AI、量子、ビッグデータ、クラウド、スマートシティ建設等などで協力を推進している。米国は、中国によるデジタル分野での国際標準形成やコロナ禍の感染対策を理由として中国の監視システムが世界的に拡大し、強権的な政治体制による社会統治、いわゆる「デジタル権威主義」が広がることに対して懸念を示している。特に権威主義国においては、インターネットシャットダウンやネットワーク制限などが行われ、サイバー攻撃や偽情報の拡散等を含むサイバー空間における悪意ある活動が増大している。グローバルサウスの国々でデジタル権威主義の拡大を防ぎ、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保することが求められている。

#### 2) 信頼できるデジタル経済の構築

今後加速するデジタル社会で、グローバルサウスとの

-

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> 財務省国際局(2023)17 ページ

連携も視野に、安心・安全なデータ流通・デジタル技術 の活用を図るための協力を進めていくことが重要であ る。第一に、WTO電子商取引交渉や CPTPP などのメ ガ FTA を通じて信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT) を推進していく必要がある。第二に、オープ ン RAN の推進、海底ケーブルの敷設・保守、データセ ンターの整備など安全で強靭なデジタルインフラの構築 のために有志国との連携を強化すべきである。第三に、 サイバー空間におけるセキュリティ確保等、安全性・信 頼性を確保した、自由でオープンなインターネット環境 を構築することが大事である。第四に、G7 広島 AI プ ロセス等を通じて、民主主義の価値に基づく信頼できる AI を推進し、国や地域により異なる AI ガバナンスの 相互運用性を促進するべきである。第五に、デジタル技 術を活用した、新興国における社会課題解決型ビジネス の促進、サプライチェーンの高度化、デジタル連結性の 強化等の取組を進めていくべきと考える。18

#### 6. その他の協力

## 1) グローバルサウスとの貿易・投資の拡大

グローバルサウスの国々は、西側諸国との関係で、経 済安全保障だけでなく、先進国市場へのアクセス拡大、 ハード・ソフトのインフラ整備、デジタル・グリーン分 野でのトランジションを通じた経済成長、SDGs に関連 した社会課題の解決などの協力に対する期待が高い。ま た、ASEAN、南西アジアなどで高成長が続いており、 中東アフリカ、中南米なども人口増加が継続し今後の経 済成長が見込めるため、西側諸国としてもグローバルサ ウスの国々との貿易・投資の拡大を通じて共に経済成長 できる余地が大きい。例えば、日本は、CPTPP、RCEP、 日 EU・EPA 等のメガ FTA や各国との二国間 EPA を 通じて貿易・投資を拡大してきたが、今後は、バングラ デシュ、トルコ、GCC 諸国、コロンビアとの FTA 交 渉や CPTPP のメンバー拡大などを通じて南西アジア、 中東、中南米の国々との貿易・投資の拡大につなげてい くことが可能である。

# 2) 地域の特性・ニーズに応じたきめ細やかな支援

グローバルサウスの国々は、各国の政治体制、外交関係、経済・産業の発展の度合い、社会・文化等の状況により政策に対するニーズが異なる。こうした地域ごとの特性やニーズを踏まえたきめ細やかな地域戦略や支援策を打ち出すとともに、ASEAN、アフリカ開発会議(TICAD)、太平洋・島サミット(PALM)等の地域的な首脳・閣僚級の対話枠組みを活用したトップ外交を通

じて、経済協力や技術支援を進めていくべきである。例えば、ASEANでは、経済面では、「中進国」からの脱却、現実的で持続可能な経済発展、社会課題(地域格差、環境問題等)への対応、域内・周辺国との地域経済統合などが課題となっている。こうしたニーズを踏まえて、2023年12月に開催された日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議では、共創による課題解決のための官民連携の新たな取組として、アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)構想、日ASEAN次世代自動車共創イニシアティブ、連結性強化、気候変動対策、中小零細企業・スタートアップ支援等のための民間投資の後押しなどの協力を打ち出すこととなった。

#### 参考文献

大庭三枝 (2023)、「高成長国と低開発国が共存 グローバルサウスの実体」日本経済新聞

経済産業省(2023)、「経済白書 2023」

磯野生茂(2023)、「グローバルサウスの経済的影響力― 世界経済の「第三の極」をどうとらえるか」アジア経 済研究所『IDE スクエア』

外務省(2023)、「自由で開かれたインド太平洋の新たな プラン|

篠田邦彦 (2023)、「「一帯一路」10年の歩みと広域経済 圏の未来」日中経協ジャーナル 2023年9月号

経済産業省通商政策局・貿易経済協力局(2023)、第10 回産業構造審議会通商・貿易分科会資料「対外経済政 策を巡る最近の動向〜国際経済秩序の再構築に向けた 日本の役割〜」

経済産業省商務情報政策局(2023)、「半導体・デジタル 産業戦略 |

資源エネルギー庁資源・燃料部(2023)、「資源・燃料政策の現状と今後の方向性」

農林水産省(2023)、「食料安全保障の強化に向けて」 財務省国際局(2023)、「最近の国際金融情勢について」 Kunihiko Shinoda(2023)、"Japan's Policy toward Materializing Cooperation with the Global South ~Realizing the Rule of Law, Resolving Global Issues and Strengthening Connectivity~" AJISS-Commentary, The Japan Institute of International Affairs

Bennett Institute for Public Policy (2022), "A World Divided: Russia, China and the West" University of Cambridge

Ammar A. Malik, Bradley Parks, Brooke Russell, Joyce Jiahui Lin, Katherine Walsh, Kyra Solomon, Sheng Zhang, Thai-Binh Elston, Seth Goodman (2021) "Banking on the Belt and Road: Insights from a new global dataset of 13,427 Chinese development projects" AIDDATA

<sup>18</sup> 外務省(2023)25ページ、37ページ、39ページ